

当資料は情報公開時点のものでありますから内容が変更された可能性があります。実務にご利用の際には必ず各市町村で直接、最新の情報をご確認下さい。その際、各市町村には申請書用紙だけでもホームページで公表するよう要請して下さい。

## 碧南市高齢者成年後見制度利用支援事業実施規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「認知症高齢者等」という。）の成年後見制度の利用を支援するため、市長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合について必要な事項を定めるものとする。

### (審判請求の対象者)

第2条 市長が審判請求を行う者は、市内に住所を有する65歳以上の者、知的障害者又は精神障害者で、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「審判請求対象者」という。）とする。ただし、当該対象者の保護を図るため、緊急かつやむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 判断能力が不十分であり、審判請求を行うことが困難な者
- (2) 本人の配偶者及び四親等内の親族（以下「親族等」という。）がいない者又はあっても審判請求を行う者がいない者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス若しくは同条第23項に規定する施設サービスを利用している者又は利用しようとする者
- (4) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービスを利用している者又は利用しようとする者

### (審判請求の決定)

第3条 市長は、審判請求対象者に対して、審判請求決定通知書によりその旨を通知するものとする。

### (備付書類)

第4条 市長は、前条の規定により審判請求の決定をした者については、個人記録票を作成し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

### (審判請求の手続)

第5条 審判請求に係る手続は、審判請求対象者の審判を管轄する家庭裁判所（以下「管

轄家庭裁判所」という。)の定めるところによるものとする。

(審判請求費用の助成)

第6条 市長は、非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第26条の規定により、審判請求費用を管轄家庭裁判所へ納付する。

2 市長は、審判請求対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の費用を請求しない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であって、審判請求費用を負担することで保護が必要となるもの
- (3) 審判請求費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認めた者

3 市長は、審判請求対象者が前項各号のいずれにも該当しない場合であって、審判により成年後見人、保佐人又は補助人(以下「後見人等」という。)が選任されたときは、第1項の費用について、非訟事件手続法第28条の命令に関する職権発動を促す申立てを管轄家庭裁判所に対し行い、管轄家庭裁判所が職権を発動すべきであると判断した場合は、後見人等に請求するものとする。

(後見人等に係る報酬の助成)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、後見人等の報酬に係る費用を助成するものとする。

- (1) 前条第2項第1号に該当する者
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であって、後見人等の報酬に係る費用を負担することで保護が必要となるもの
- (3) 後見人等の報酬に係る費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認めた者

附 則

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成17年3月23日碧南市公告第23号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日碧南市公告第30号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

碧南市

2008(120)/12/25

附 則（平成18年9月29日碧南市公告第201号）

この規程は、平成18年10月1日から施行する。